

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 2 2	消防団の取扱いについて
調整方針(案)	消防団については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、連合消防団長を置くこととし、3年を目途に組織の統合を図る。

所管部会・分科会	総務部会 総務分科会
----------	------------

酒田市	八幡町	松山町	平田町	調整方針
消防組織機構				
<p>酒田市消防団(組織及び定員) 団長1名、副団長2名、 団本部3名(団本部分団長)</p> <p>第1分団(市街地中央部、北部) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長5名、団員38名 計48名</p> <p>第2分団(市街地東部、北部) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長5名、団員39名 計49名</p> <p>第3分団(市街地南部) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長3名、団員28名 計35名</p> <p>第4分団(西平田地区) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長4名、団員42名 計52名</p> <p>第5分団(飛鳥地区) 分団長1名、副分団長1名、部長6名、 班長12名、団員69名 計89名 (男49女40)</p> <p>第6分団(西荒瀬地区) 分団長1名、副分団長1名、部長7名、 班長8名、団員64名 計81名</p> <p>第7分団(新堀地区) 分団長1名、副分団長1名、部長7名、 班長8名、団員76名 計93名</p> <p>第8分団(広野地区) 分団長1名、副分団長1名、部長9名、 班長9名、団員71名 計91名</p> <p>第9分団(袖浦地区) 分団長1名、副分団長2名、部長7名、 班長11名、団員110名 計131名</p> <p>第10分団(東平田地区) 分団長1名、副分団長1名、部長9名、 班長10名、団員83名 計104名</p> <p>第11分団(中平田地区) 分団長1名、副分団長1名、部長9名、 班長9名、団員79名 計79名</p> <p>第12分団(北平田地区) 分団長1名、副分団長1名、部長6名、 班長7名、団員70名 計85名</p> <p>第13分団(上田地区) 分団長1名、副分団長1名、部長8名、 班長8名、団員60名 計78名</p> <p>第14分団(本楯地区) 分団長1名、副分団長1名、部長10名、 班長10名、団員82名 計104名</p> <p>第15分団(南遊佐地区) 分団長1名、副分団長1名、部長6名、 班長8名、団員58名 計74名</p>	<p>八幡町消防団(組織及び定員) 団長1名、副団長2名、団本部10名</p> <p>第1分団(市条地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長4名、団員26名 計35名</p> <p>第2分団(市条地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長5名、団員43名 計53名</p> <p>第3分団(観音寺地区) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長6名、団員67名 計79名</p> <p>第4分団(観音寺地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長7名、団員47名 計59名</p> <p>第5分団(大沢地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長5名、団員34名 計44名</p> <p>第6分団(大沢地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長5名、団員26名 計36名</p> <p>第7分団(日向地区) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長7名、団員42名 計55名</p> <p>第8分団(日向地区) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長5名、団員17名 計26名</p>	<p>松山町消防団(組織及び定員) 本部分団 団長1名、副団長1名、分団長1名、 副分団長1名、部長1名、班長1名、 班員5名 計11名</p> <p>第1分団(南部地区) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長4名、団員54名 計62名</p> <p>第2分団(山寺、松嶺地区) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長6名、団員70名 計80名</p> <p>第3分団(内郷地区東北部) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長5名、団員42名 計51名</p> <p>第4分団(内郷地区南西部) 分団長1名、副分団長1名、部長2名、 班長6名、団員56名 計66名</p>	<p>平田町消防団(組織及び定員) 団長1名、副団長1名、本部1名(本部分団長)</p> <p>第1分団(山元、田沢地区) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長8名、団員61名 計74名</p> <p>第2分団 (中野俣地区、海ヶ沢、鹿島、丸山、道屋敷) 分団長1名、副分団長1名、部長3名、 班長6名、団員45名 計56名</p> <p>第3分団 (吉ヶ沢、本宮、中村、円道、山谷、山谷新田 新山、檜橋、ポンプ2号車含む) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長9名、団員62名 計77名</p> <p>第4分団(郡鏡地区) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長10名、団員69名 計85名</p> <p>第5分団(飛鳥、砂越地区) 分団長1名、副分団長1名、部長4名、 班長8名、団員62名 計76名</p>	<p>消防団については、現在の1市3町の消防団をそのまま新市に引き継ぐものとする。ただし、連合消防団長を置くこととし、3年を目処に統合するものとする。</p>

北庄内合併協議会資料(第1小委員会資料)

協定項目 2 2	消防団の取扱いについて
調整方針(案)	消防団については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、連合消防団長を置くこととし、3年を目途に組織の統合を図る。

所管部会・分科会 総務部会 総務分科会

新市消防団組織図(案)

